

1-1 第6次住宅マスタープラン（平成29年3月）における位置づけ

住宅は、都民が市場において自力で確保することが基本ですが、①低所得・低資産であるなど経済力が低いこと、②世帯の特性に適した住宅が市場で十分に取引されていないこと、③社会関係力が弱いなどの属性等により入居制限を受けやすいことや、自力では的確な選択が困難なことなどから、市場で適正な水準の住宅を円滑に確保することが難しい場合があります。

具体的には、

- **低額所得者等は、**
経済的理由から自力で適正な水準の住宅を確保することが困難で、産業構造や雇用形態の変化により就労が不安定な単身世帯なども住宅の確保に不安を抱え、
- **ひとり親世帯は、**
経済的に困窮していることも多く、就労や子育てに不安を抱え、住宅確保に苦慮している場合があります。
- **高齢者については、**
バリアフリー化された住宅が市場で十分に取引されていないことや、死亡事故や認知症等によるトラブルに対する不安等から、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすいといった状況があります。
- **障害者については、**
施設入所・入院から地域での自立した生活への移行促進が求められています、バリアフリーや必要な仕様を有する住宅が市場で十分に取引されておらず、事故やトラブルに対する不安等により、貸主側から入居を拒まれやすい状況があります。

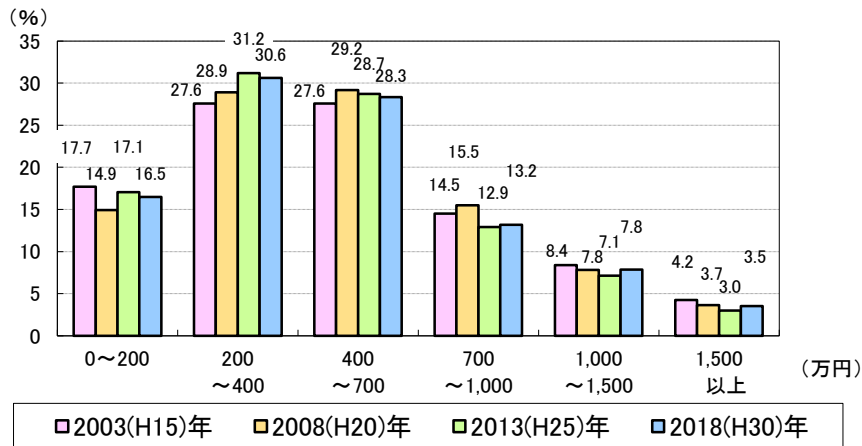
今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

1-2 東京都における住宅確保要配慮者の現状

低額所得者

世帯の所得階層別構成比（東京都）

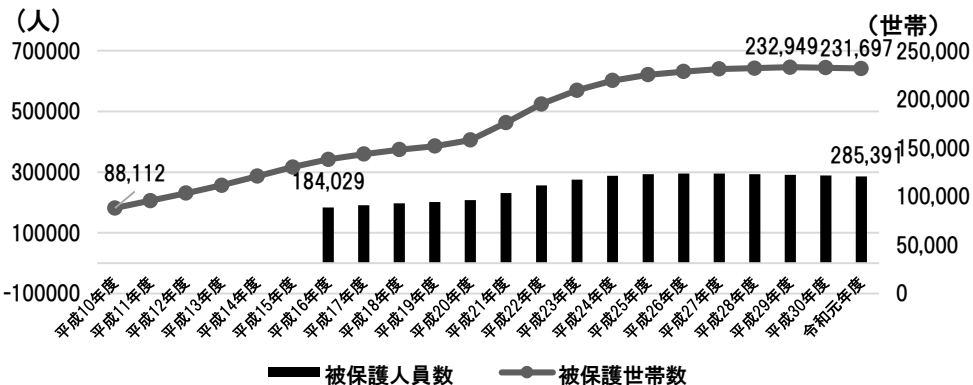
●2018年（平成30年）は、5年前に比べ、所得0～200万円の世帯、所得200～400万円のいずれも構成比が減少。



(資料)「住宅・土地統計調査」/総務省

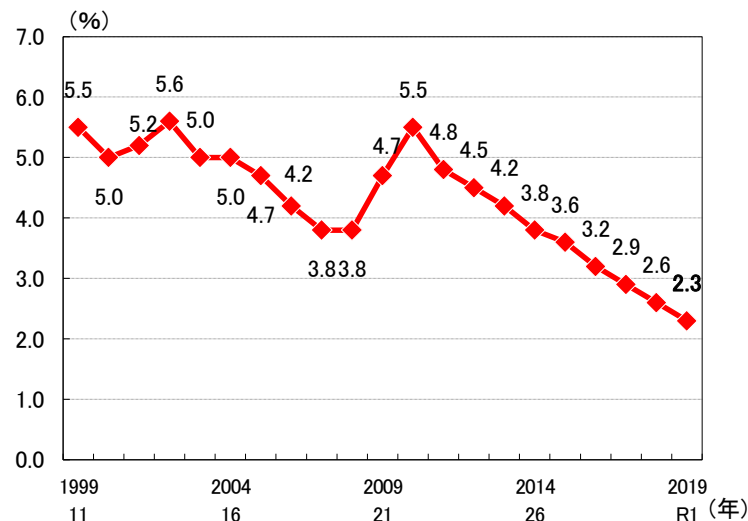
被保護世帯数と世帯人員

- 被保護世帯数は平成10年度の88,112人から平成29年度の232,949人まで増加したが、その後減少に転じ、令和元年度では231,697人となっている。
- 被保護世帯人員は平成24年度まで増加し、それ以降横ばい状態となっている。



(資料) 東京都統計年鑑/総務局

完全失業率の推移（東京都）



(資料)「東京の労働力」/東京都総務局

住宅の確保にあたって配慮すべきこと

- ・経済的理由から自力で適正な水準の住宅を確保することが困難である。
- ・産業構造や雇用形態の変化により就労が不安定となった単身世帯など、就労支援と連携した居住支援が必要な世帯がある。

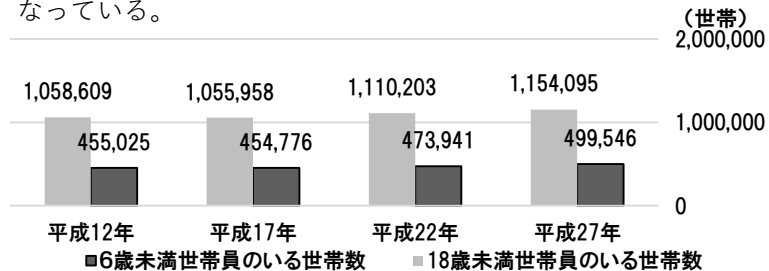
今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

1-2 東京都における住宅確保要配慮者の現状

子育て世帯

子育て一般世帯数（全体）

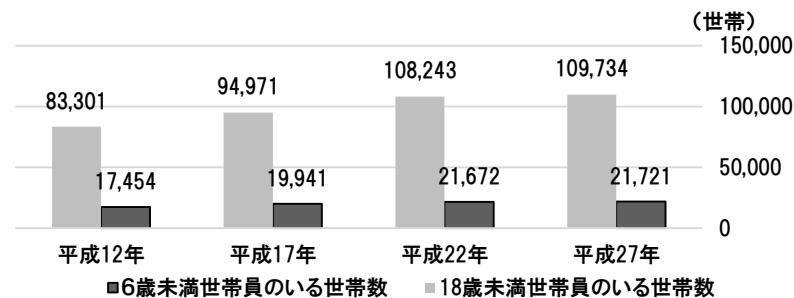
- 6歳未満世帯員のいる世帯数と18歳未満世帯員のいる世帯はともに平成17年から増加傾向にあり、平成27年ではそれぞれ499,546世帯、1,154,095世帯となっている。



資料：国勢調査（各年10月1日）

子育て一般世帯数（女親と子供から成る世帯）

- 女親と子供から成る世帯における6歳未満世帯員のいる世帯数と18歳未満世帯員のいる世帯はともに平成12年から増加傾向にあり、平成27年ではそれぞれ21,721世帯、109,734世帯となっている。



資料：国勢調査（各年10月1日）

住宅の確保にあたって配慮すべきこと

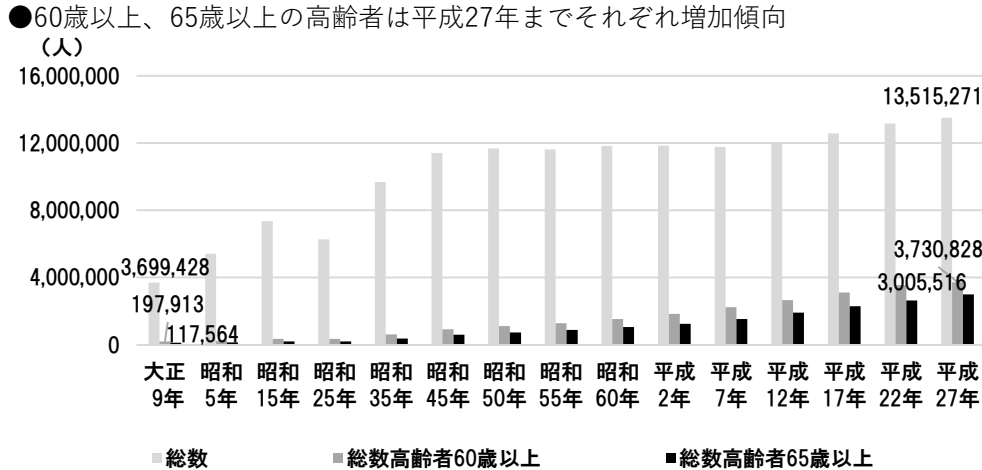
- ・一般的な世帯が負担可能な家賃水準で、**子育てに適した広さや性能**を有する住宅が市場で十分に取引されていない。
- ・ひとり親世帯など、**就労支援や子育て支援と連携した居住支援**が必要な世帯がある。

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

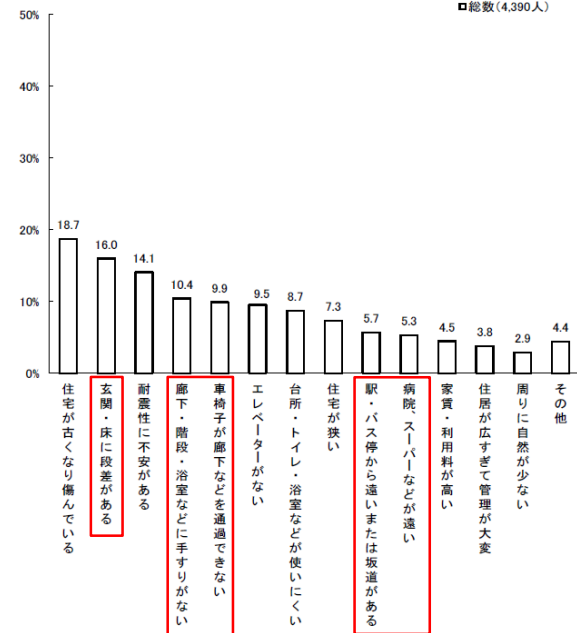
1-2 東京都における住宅確保要配慮者の現状

高齢者

総人口と高齢者人口の推移（東京都全体）



高齢者が住まいで気になっているところ



住宅の確保にあたって配慮すべきこと

- ・バリアフリー化された住宅が市場で十分に取引されていない。
- ・死亡事故に対する不安等から貸主側から入居を拒まれやすい。
- ・ニーズに応じた高齢者向け住宅等への転居のための経済負担が大きい。
- ・単身世帯など、見守りなどの生活支援と連携した居住支援が必要な世帯がある。
- ・移動をする際の体力的な負担が大きい。

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

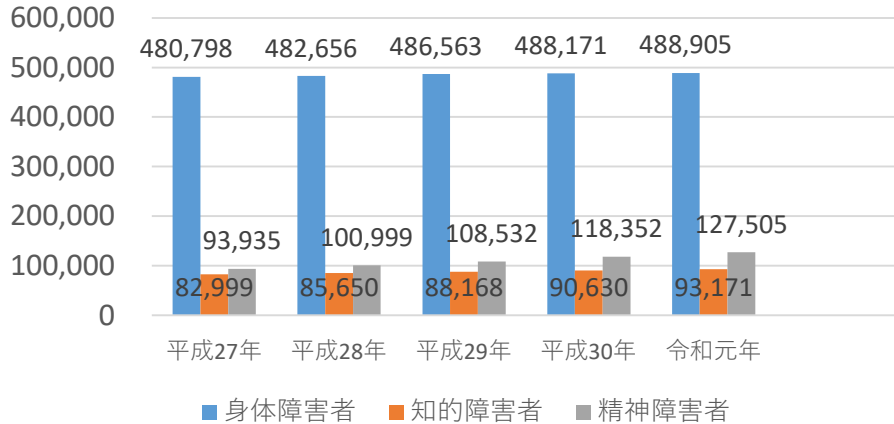
1-2 東京都における住宅確保要配慮者の現状

障害者

●障害者は増加傾向

障害者の推移

身体障害者：身体障害者手帳交付件数
知的障害者：「愛の手帳」交付数
精神障害者：精神障害者数



住宅の確保にあたって配慮すべきこと

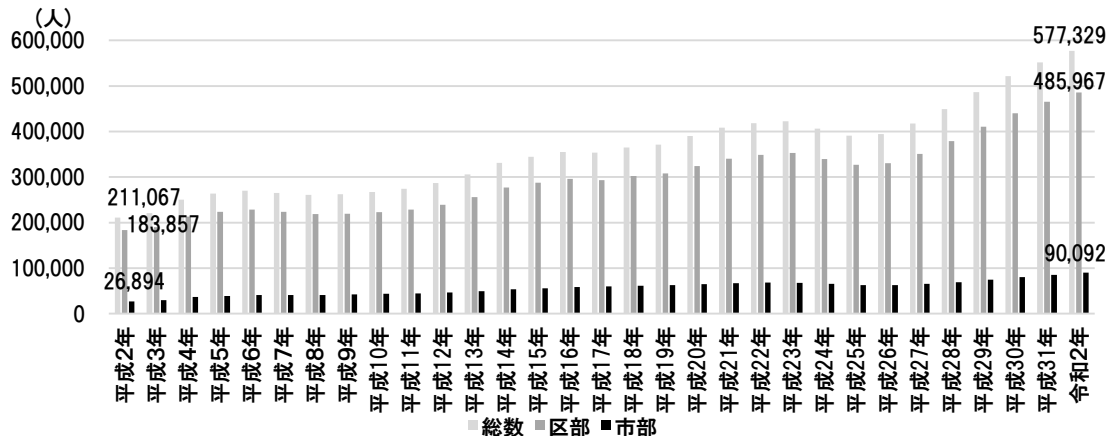
- ・障害の状況に対応した住宅が市場で十分に取引されていない。
- ・事故やトラブルに対する不安等から、貸主側から入居を拒まれやすい。
- ・単身世帯など、自立支援と連携した居住支援が必要な世帯がある。

資料：東京都統計年鑑福祉・衛生行政統計（各年度末）

外国人

外国人数の推移（東京都）

●東京都全体における外国人の人口は平成25年から増加傾向にあり、令和2年では577,329人となっている。



住宅の確保にあたって配慮すべきこと

- ・習慣・言葉が異なることに対する不安等から、貸主側から入居を拒まれやすい。

資料：東京都の統計（各年1月1日）

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

1-3 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成30年3月）

1 位置づけ

住宅セーフティネット法第5条第1項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画

2 計画期間 2025（令和7）年度まで

3 賃貸住宅の供給の目標

- (1) 公営住宅の供給 13万8千戸（平成28～令和7年度）
- (2) 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅 3万戸（平成30～令和7年度）

4 住宅確保要配慮者

- (1) 住宅SN法及び国交省令に定められた者
低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、子ども（高校生相当以下）を養育している者、被災者（発災後3年以内）、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者など
- (2) 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に定められた者
海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して生活支援を行う者

5 登録住宅の面積基準の緩和

都内の空き家等を最大限有効活用するとともに、住宅確保要配慮者の多様なニーズに応えるため、既存住宅を活用する場合、国土交通省令で定める各戸の床面積の基準（25㎡以上）について、以下のとおり緩和

- ・ 平成7年度までに着工された賃貸住宅 15㎡以上
- ・ 平成8年度から平成17年度に着工された賃貸住宅 17㎡以上
- ・ 平成18年度以降に着工された賃貸住宅 20㎡以上

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

2 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の考え方

①経済力が低いこと、②市場で適切な住宅が取引されていないこと、③自力での的確な選択が困難なこと、3つの原因に着目した対策を講じることにより、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定確保を図る。

市場で適正な水準の住宅を円滑に確保することが難しい理由

低廉な家賃の賃貸住宅

①低所得・低資産であるなど経済力が低いこと

必要な支援、サービスを受けられる賃貸住宅

②世帯の特性に適した住宅が市場で十分に取引されていないこと

入居制限のない賃貸住宅

③社会関係力が弱いなどの属性等により入居制限を受けやすいことや自力では的確な選択が困難なこと

●都営住宅

●公社住宅

●民間賃貸住宅

東京ささエール住宅
サービス付き高齢者向け住宅

●居住支援

居住支援協議会
居住支援法人 など

関連行政分野との連携

都営住宅の提供などにより、以下の計画に基づく福祉・就労の分野と連携した取組等を推進する。

（福祉・就労分野の計画）

- ・ 東京都高齢者保健福祉計画
- ・ 東京都障害者・障害児施策推進計画
- ・ 東京都子供・子育て支援総合計画
- ・ ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画
- ・ 東京都山谷対策総合事業計画
- ・ 就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（策定中）

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

低廉な家賃の賃貸住宅の供給

3-1 今後の方向性（令和3年2月4日第一次報告より）

- ①住宅に困窮する低所得者のための住宅セーフティネットの中核として、都営住宅を住宅困窮度に応じて的確に供給するとともに、「シェア居住」など新たな住まい方への対応を含め最大限活用されていくべき。

3-2 施策例（これまでに講じてきた主な施策）（令和3年2月4日第一次報告に一部加筆）

- ②都営住宅等ストックは約26万戸。
令和元年度の**募集戸数**は、世帯向募集：4,600戸、期限付き入居募集（若年夫婦・子育て世帯向）：1,500戸
ポイント方式による募集：2,580戸、毎月募集：600戸 など合計約1.1万戸
- ③東京ささエール住宅の登録戸数は約35,000戸 うち専用住宅約600戸（令和3年3月24日時点）
- ④区市町村**居住支援協議会**の設立促進：16区8市(令和3年2月末時点)

3-3 施策例（継続・強化していく施策や新たに実施する施策）

- ⑤住宅ストック全体が量的に充足している中で、今後、人口が減少する見込みであることから、都営住宅は**現在のストックを最大限に活用し**、住宅セーフティネットの中核としての機能を果たしていく。
- ⑥公営住宅の供給に加え、家賃低廉化補助の対象となる**東京ささエール住宅の専用住宅**の登録促進を図っていく。
- ⑦区市町村に対して**居住支援協議会の設立を促進**していくとともに、低所得者が住宅探しの相談ができ、給付金や生活保護なども含め福祉部門に繋がることのできる体制の整備を支援していく。
- ⑧都営住宅におけるTOKYOチャレンジネットへの協力や優先入居などをとおして、**福祉や就労支援**など他の行政分野との政策横断的な連携をしていく（11ページ参照）。
- ⑨公社住宅においても、住宅確保要配慮者向けの入居支援の取組を拡充するとともに、比較的低廉な家賃の住宅を一層利用しやすくするため、既存住宅の長寿命化に向けた取組を推進するほか、高齢者が低廉な負担で利用できる、バリアフリーや見守りなど高齢者に配慮した住宅を整備していく。

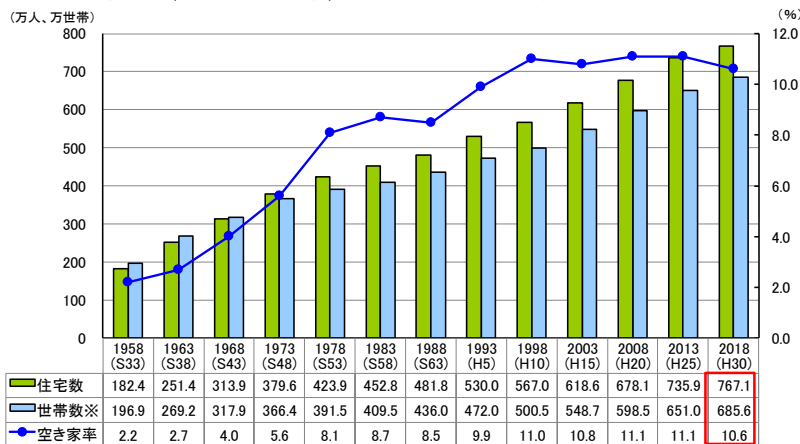
今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

低廉な家賃の賃貸住宅の供給

【都内の住宅ストック】

●住宅ストック数と世帯数の推移（東京都）

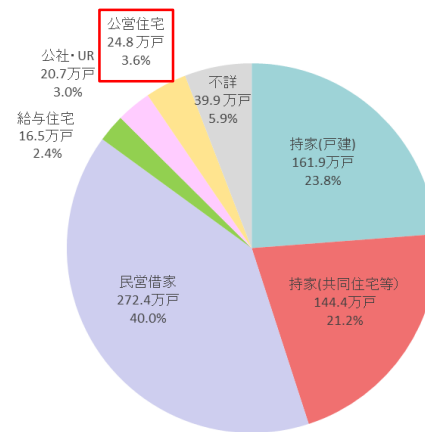
2018年（平成30年）において住宅ストック数（約767万戸）は、総世帯数（約686万世帯）に対し、1.12倍。



（資料）住宅・土地統計調査/総務省

●住宅の所有関係別住宅数・割合（東京都）

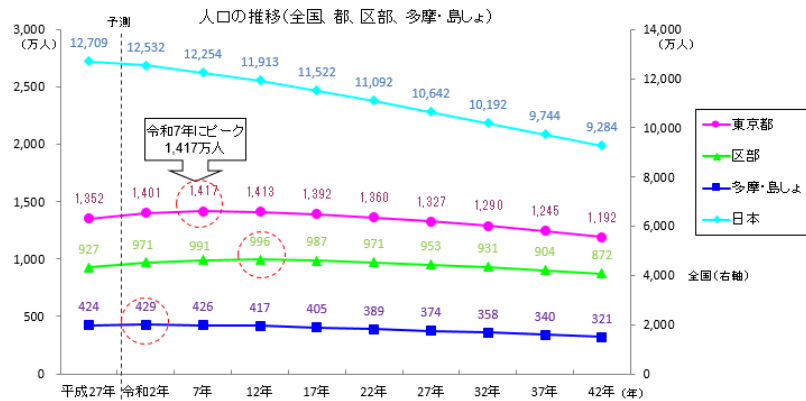
公営住宅の割合は、約3.6%



平成30年住宅・土地統計調査（総務省）

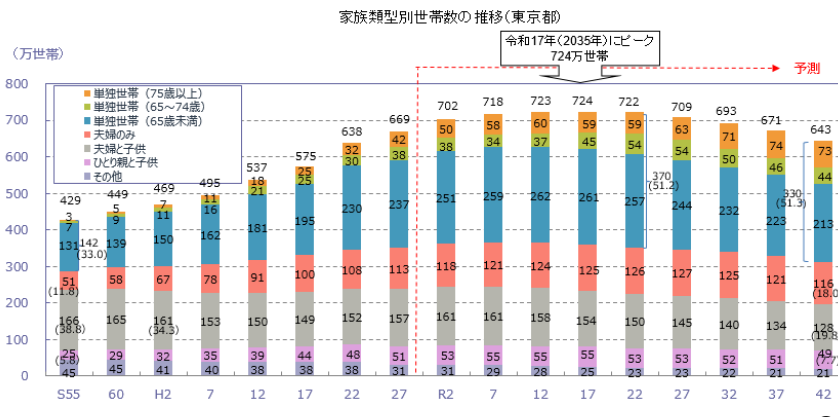
【人口・世帯の推移】

●人口 2025年（令和7年）にピーク（1,417万人）を迎え、その後は減少が続く（多摩・島しょ部のピークは2020年と区部に比べて10年早い。）。



●世帯数

単独世帯の増加を背景に、2035年（令和17年）にピーク（724万世帯）を迎え、その後減少する。



今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-1 今後の方向性（令和3年2月4日第一次報告より）（都営住宅・公社住宅に関するもの）

【全般】

- ① 住宅に困窮する低所得者のための住宅セーフティネットの中核として、都営住宅を住宅困窮度に応じて的確に供給するとともに、「シェア居住」など新たな住まい方への対応を含め最大限活用されていくべき。
- ② 災害や社会経済状況の急激な変化等に対し、関連施策と連携して機動的に対応すべき。

【子育て】

- ③ 安心して子供を産み育てることができる良質な住まいの誘導を図るべき。また、子育て世帯が、世帯の人数や構成などに応じて適した住宅を選択できるよう、子育て支援住宅等の普及を促進するとともに、テレワークなど新たな働き方に対応し、仕事と子育てを両立できる住環境の整備を進めるべき。
- ④ 子育て世帯の居住を支援するため、公共住宅等において、子育て世帯に対する優先的な供給や創出用地における民間事業者による施設の整備などにより子育てしやすい環境づくりを進めるべき。

【高齢者】

- ⑤ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、バリアフリー化など高齢者に適した住宅の普及を図るとともに、AI・ITを活用した見守りを含む居住支援サービスや、地域包括ケアシステムの構築など、医療、福祉や居住支援などの関係分野と一層連携した住環境の整備を進めるべき。
- ⑥ 地域のニーズや実情、高齢者の状況や希望を踏まえた多様なサービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進するなど、高齢者がライフステージに応じて円滑に住み替えられる環境を整備すべき。
- ⑦ 公共住宅等が高齢者の居住の安定を確保するためのセーフティネットの役割を果たすとともに、高齢者施設等の立地が進むことにより周辺地域も含め高齢者が暮らしていくための拠点となるよう整備すべき。

【居場所】

- ⑧ 地域のコミュニティの活性化を図るため、公共住宅における集会所等の活用、創出用地を活用した民間事業者による施設の整備、NPO等による空き家の活用などにより、地域の孤立しがちな高齢者や子育て世帯などの居場所づくりを進めるべき。さらに、都内に住む誰もが会話等を通じて交流ができるよう、ICTも活用しながら、住まいや地域における居場所づくりを進めるべき。

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-2 施策例（これまで講じてきた主な施策）（令和3年2月4日第一次報告を一部修正）

都営住宅

- 【全般】**
- ① 優先入居（ポイント方式、優遇抽せん、特別割当）
 - ② 目的外使用許可による福祉・就業支援等への活用
 - ③ 新型コロナウイルス感染症への対応（都営住宅入居者の募集拡充等）
 - ④ 多摩地域の一部住宅を対象にいつでも申込みできる随時募集を実施（578戸（令和2年2月～令和3年3月））
- 【子育て】**
- ⑤ ひとり親世帯や多子世帯に優先入居を実施（倍率優遇（7倍）、ポイント方式募集応募資格付与）
 - ⑥ 40歳未満の夫婦のみ及び夫婦と子供の世帯向けに10年の定期使用住宅を年間1,500戸募集
なお、期限を「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長、ひとり親世帯も応募可能にする制度改正を実施
 - ⑦ 収入基準を緩和する子育て世帯を未就学児童のいる世帯から高校修了期の子供のいる世帯に拡大
 - ⑧ 若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯を含む）向けに、比較的応募倍率が低く、入居しやすい住戸について毎月募集を実施（月50戸。令和3年1月から6か月間は月70戸）
 - ⑨ 多摩地域において少人数世帯が入居できる住戸面積・間取りの基準を緩和
 - ⑩ 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間が30分以上短縮される等、一定の条件のもとで都営住宅の居住者に住宅変更を認め、親世帯と子世帯の近居を可能とする、親子ふれあい住み替え募集を実施（令和元年度募集：親世帯20戸、子世帯20戸）
 - ⑪ 建替えに伴う子育て支援施設の整備
- 【高齢者】**
- ⑫ 高齢居住者への支援（巡回管理人による定期訪問、安否確認、買物弱者支援のための移動販売サービス）
 - ⑬ 指定管理者職員の認知症サポーターの育成、共益費直接徴収の実施
 - ⑭ 親子ふれあい住み替え募集を実施（再掲）
 - ⑮ 建替えに伴う高齢者施設の整備
 - ⑯ 来客や介護等で訪れる方の利便性向上等のため、都営住宅の駐車場にコインパーキングを設置
 - ⑰ 身体障害者・高齢者に対する住宅設備改善
- 【居場所】**
- ⑱ 都営住宅等を活用し、地域の居場所づくりにつながる取組を実施（買物弱者支援のための移動販売サービス）
 - ⑲ 創出用地等を活用した生活利便施設や地域の居場所となる交流施設等の整備
- 【他部局との連携】**
- ⑳ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）に都営住宅の住戸を提供し、住まいを失った方の一時利用住宅として、活用（令和3年2月末現在60戸）
 - ㉑ 都営住宅の優先入居（宿泊所等転出者（130戸）、山谷対策（70戸）、母子生活支援施設転出者（52戸）路上生活者自立支援センター退所者（20戸）等） ※戸数は、令和元年度の割当実績戸数

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-2 施策例（これまで講じてきた主な施策）（令和3年2月4日第一次報告を一部修正）

公社住宅

- 【全般】**
- ① 高齢者や身体障がい者の方からの申込みにより住戸内の手摺りの設置や浴室扉の取替えなどを行う住宅設備改善を実施
 - ② 収入審査の緩和や一部の公社住宅を対象に、毎月の家賃を20%割引する「こどもすくすく割」を実施するとともに、地元自治体と連携した入居相談会等に取り組み、ひとり親世帯の入居機会を確保
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業等で収入が減少し、より低廉な家賃の住宅に住替えを希望する方に対し、家賃を減額した「コロナ禍特別支援住宅」を提供
 - ④ 育児や介護など世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯や高齢者世帯等が親族の近くに住む近居を支援
- 【子育て】**
- ⑤ 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、あき家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進
 - ⑥ 若年世帯が安心して将来設計ができる住まいを提供するため、一部の公社住宅を対象に、毎月の家賃を20%割引する「ステップ35割」を実施
 - ⑦ 新婚世帯が安心して将来設計ができる住まいを提供するため、一部の公社住宅を対象に、毎月の家賃を20%割引する「ペアさぼ」を実施
 - ⑧ 建替え等により創出した用地や建物内スペースを活用し、保育所などの子育て支援施設を整備・誘致
 - ⑨ 建替え住宅において、東京都子育て認証住宅の基準を満たした住戸を供給
- 【高齢者】**
- ⑩ 高齢者の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、あき家先着順募集における「高齢者等優先申込制度」を実施
 - ⑪ 安否確認要請に的確に対応ができるよう、地元自治体等との連携強化や入居者の緊急連絡先情報を把握・更新
 - ⑫ 建替え等により創出した用地や建物内スペースを活用し、サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設などを整備・誘致
- 【居場所】**
- ⑬ 創出用地等を活用した生活利便施設や地域交流施設等の整備
 - ⑭ コミュニティサロン（集会所）の利用を促進するため、使用料を無償化
 - ⑮ 団地自治会が実施する「地域コミュニティ活動」に対して、備品等の購入費用を助成

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-3 施策例（継続・強化していく施策や新たに実施する施策）

都営住宅

- 【全般】**
- ① 高齢化が進む都営住宅における多世代共生の一つとして、**大学との連携による学生入居**を実施
 - ② 近年進む高齢化・世帯の単身化などを考慮し、世帯構成や住まい方の変化への対応のため、**親族でない者同士が都営住宅で住み合う仕組み**について検討
 - <入居資格>
 - 法令による基準 収入が条例で定められた額以下であること
住宅に困窮していること
 - 条例による基準 同居親族がいること ※60歳以上の方等は、単身入居可
申込日現在、都内に居住していること
申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと
 - ③ 住宅困窮度をより適切に反映できるよう、**優先入居の見直し**を検討
（例）倍率優遇
 - 7倍優遇：ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、生活保護等受給世帯、小さな子供のいる世帯
 - 5倍優遇：準多子世帯、心身障害者世帯（軽度）・原爆被爆者、公害病認定患者、難病患者等、親子ふれあい同居、DV被害者等世帯、犯罪被害者世帯、三世代同居
- 【子育て】**
- ④ 40歳未満の夫婦のみ及び夫婦と子供の世帯向けの10年の定期使用住宅を募集
※期限を末子が高校修了期を迎えるまでに延長するほか、ひとり親世帯も応募可能にする
制度改正を実施（令和元年9月条例改正、同年11月募集～）
 - ⑤ 若年夫婦・子育て世帯向けに、比較的応募倍率が低く、入居しやすい住戸について毎月募集を実施
（平成30年1月～毎月50戸、令和3年1月～令和3年6月 毎月70戸）
（※令和元年11月～ひとり親世帯も応募可能）
 - ⑥ 都営住宅の建替えにより創出される用地を活用し、区市町村と連携して保育所など地域に必要な子育て支援施設の整備を促進

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-3 施策例（継続・強化していく施策や新たに実施する施策）

都営住宅

- 【高齢者】**
- ① 高齢者世帯への生活支援を充実させるため、都営住宅の**巡回管理人**について、福祉的な対応力の向上と機能強化
 - ② 都営住宅のある全49区市町との**安否確認協定**を目指し、地域福祉を担う基礎的自治体との連携の強化（令和3年3月現在15区23市1町と協定締結）
 - ③ 自治会懇談会の開催や自治会活動に有用な情報を掲載した広報誌の発行など、**自治会活動への支援**
 - ④ 都営住宅の建替えにより創出される用地を活用し、区市町村と連携して高齢者福祉施設等、地域に必要な**福祉施設の整備促進**
 - ⑤ 移動困難による買物弱者への支援拡充に向け、都営住宅における**移動販売サービス**の実施団地等の拡充（令和3年3月現在16か所）
 - ⑥ 電気量データやエアコンの使用状況等で異常を察知する**A I等デジタルを活用**した単身高齢者等の**見守りシステムを構築**して、都営住宅でモデル実施および実施団地の拡大
 - ⑦ 都営住宅の施設を活用し、都営住宅や周辺地域に住む高齢者をはじめ、子育て世帯等も含めて**地域の交流活動の場**となる「東京みんなでサロン」の実施
- 【居場所】**
- ⑧ 移動困難による買物弱者への支援拡充に向け、都営住宅における移動販売サービスの実施団地等を拡充
 - ⑨ 建替えに併せた交流施設や、都営住宅敷地を活用したコミュニティ農園などの整備により**居場所を創出**
 - ⑩ 集会所の**Wi-Fi環境整備**に向けて、関係局や地元区市とも連携しながら、モデル事業を実施
 - ⑪ 都営住宅の施設を活用し、都営住宅や周辺地域に住む高齢者をはじめ、子育て世帯等も含めて**地域の交流活動の場**となる「東京みんなでサロン」を実施（再掲）

今後の施策の方向性（要配慮者、子育て、高齢者）

4-3 施策例（継続・強化していく施策や新たに実施する施策）

公社住宅

- 【全般】** ① 住宅確保要配慮者が利用しやすい比較的低廉な家賃の住宅を確保するため、**既存住宅の長寿命化**に向けた取組を促進する。
- 【子育て】** ② 建替え住宅において、**東京都子育て認証住宅**の基準を満たした住戸の供給を推進
③ 住戸内やコミュニティサロン（集会所）に**テレワークに適した専用スペース**や**Wi-Fi環境の整備**を促進
④ ひとり親世帯や若年世帯、新婚世帯への入居支援など住宅の確保に配慮が必要な方の**入居機会を充実**させるとともに、**コミュニティサロンを活用**した子育て世帯等の「**憩いの場づくり**」を推進
- 【高齢者】** ⑤ 公社住宅の建替え等を通じて、高齢者が**低廉な負担**で利用できる、バリアフリーや見守りなど高齢者に配慮した住宅を整備するとともに、既存の公社住宅においてもセンサー機器等による**見守りサービス**を受けられる環境の整備を促進
⑥ 公社住宅に長年お住まいの方が、収入や世帯状況等の変化に応じ、**より低廉な家賃の公社住宅へ住替え**が可能となる支援制度を創設するとともに、**福祉機関等へのつなぎやコミュニティ活動を支援する専門スタッフ**を配置
⑦ **自動運転技術を活用した移動支援**を行い、生活支援サービスの提供や公共交通へのスムーズなアクセスにより、高齢者等の**外出機会を創出**する住環境の整備に向けた実証実験を実施
- 【居場所】** ⑧ **空きテナント等を活用**しコミュニティを育む拠点を整備するほか、都や地元自治体、NPO、民間企業、大学、政策連携団体等と連携し、コミュニティ活性化を推進
⑨ コミュニティ活動などを支援する専門スタッフを配置し、コミュニティサロンを活用した子育て世帯等の「**憩いの場づくり**」、高齢者等の「**居場所づくり**」を推進
⑩ 公社住宅のコミュニティ活性化や入居者サービス等の各種取組を地域へ還元することで、**地域コミュニティの核となるモデル拠点づくり**を推進